

令和7年度第2回
札幌市入札・契約等審議委員会

議 事 録

日 時：2025年12月15日（月）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 14階 入札室

1. 開 会

【財）工事契約担当課長】 定刻となりましたので、これより令和7年度第2回札幌市入札・契約等審議委員会を始めさせていただきます。

本日は、年末の大変お忙しい中、また、足元の悪い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、工事契約担当課長の宮でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

委員会開催の前に、まずはお手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第、座席表、委員名簿、ホチキス留めの資料になりますが、令和7年度第2回札幌市入札・契約等審議委員会資料、それと参考資料の5点でございます。

それでは、開催に当たりまして、税務・契約管理担当局長の生野からご挨拶を申し上げます。

【財）税務・契約管理担当局長】 税務・契約管理担当局長の生野でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から札幌市政にご協力賜りまして、また、とりわけ札幌市の入札・契約事務に大変貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本日も年末のお忙しい中をご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

入札・契約事務を取り巻く環境ですが、国におきましては、昨年6月に建設業等の担い手確保や生産性の向上を目的として、公共工事の品質確保法、建設業法、入札契約適正化法という担い手3法の改正がなされております。

また、札幌市におきましても、働き方改革の一貫としまして、監理技術者の配置要件の一部を見直しましたほか、建設現場における原則週休2日といった取組を進めているところでございます。

そういった取組を進めておりますけれども、まだまだ入札・契約制度に関しては課題がたくさんありますので、引き続き委員の皆様のご助言をいただきながら、より良い制度になるように努めてまいりたいと考えております。

本日は、松村委員にご抽出いただきました案件についてご審議をいただくことになっております。

委員の皆様におかれましては、専門的見地からのご意見を賜りますとともに、そのほかの幅広い視点からも忌憚のない活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【財）工事契約担当課長】 それでは、ここから進行は中川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

2. 報告事項

【中川委員長】 本日はよろしくお願ひいたします。

早速ですが、次第2の報告事項に進みます。

令和7年度10月末の工事等発注状況につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 それでは、令和7年度10月末の工事等発注状況についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

競争入札と随意契約の発注状況についての表でございます。

上段の表1が工事、下段の表2が設計等の業務となっております。

なお、年度の途中でございますので、前年同月の発注状況との比較となっております。

まずは、上段の工事についてご説明させていただきます。

本年度10月末までに行った工事は、表1の太枠内にありますとおり、競争入札978件、随意契約30件、合わせて1,008件となっております。右側に記載の前年同月比では、件数が25件の減、契約金額が約43億500万円の減となっております。

同様に、本年度10月末までに行った業務は、表2の太枠内にありますとおり、競争入札473件、随意契約148件、合わせて621件となっております。前年同月比で3件の減、契約金額で約6億9,800万円の増となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらは、本年度10月末までの平均落札率について、工種・等級別に集計した表です。前年同月比で平均落札率を見ると、工事の計では0.37ポイントの増、業務の計では0.56ポイントの増となっております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

工事のくじ引き入札等の状況をまとめております。

上段の表1は、くじ引き入札の発生割合の推移についての表でございます。

本年度10月末までのくじ引き入札の発生状況は、この表の右側、全工種の欄ですが、978件のうち442件、率にして45.2%でくじ引きが発生しております。令和6年度10月末の発生状況は45.1%となり、前年同月比で0.1ポイントの増となっております。

次に、下の表2は、工種別に平均入札参加者数を集計した表です。

本年度10月末までの全工種の平均入札参加者数は9.5者となっております。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

業務のくじ引き入札等の状況をまとめております。

上段の表1は、くじ引き入札の発生割合の推移についての表でございます。

本年度10月末までのくじ引き入札の発生状況は、この表の右側、全業種の欄になりますが、473件のうち244件、率にして51.6%でくじ引きが発生しております。

令和6年度10月末の発生状況は、括弧内に記載がありますとおり57.1%となり、前年同月比で5.5ポイントの減少となっております。

次に、下の表2は、業種別に平均入札参加者数を集計した表でございます。

本年度10月末までの全業種の平均参加者数は9.8者となっております、前年同月比で0.9者増加しています。

本年度10月末の工事等発注状況の説明につきましては、以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの説明に関してご質問、ご意見等がございますでしょうか。

1ページで、工事では25件減の43億円くらいという状態ですが、このまま年度末まで続く見込みでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 そうですね。発注自体はほぼ終わっておりまして、若干は増加すると思えますけれども、大体はこのぐらいで推移すると思えます。

3. 審議事項

【中川委員長】 特にならなければ、次第3の審議事項に進みたいと思えます。

まずは、審議する抽出工事案を決定いたします。

今回は松村委員に原案を作成していただきましたので、抽出理由について説明をお願いします。

【松村委員】 それでは、私が担当しました今回の抽出工事についてご説明します。

昨今、建設資材の価格高騰や建設業界全体における人手不足等の影響により、公共工事の入札を行っても落札者が決まらない、いわゆる入札不調となる案件が全国的に増えているかと思えます。

札幌市が発注する工事においても、入札参加者がいない、もしくは、入札者がいても金額の折り合いがつかない等の理由により入札不調となる案件が少なくないと伺っております。

公共工事が不調になりますと、事業の進捗が滞り、市民生活への影響が懸念されるため、不調の発生を抑えることは極めて重要であると考えられます。しかしながら、実際には市が発注する工事において不調に至る案件が少なくないということから、不調に至った案件の工事内容、入札参加資格及び入札手続等は適切であったのかという点について検証する必要があると思えました。

そこで、今回は、その検証を行うため、今年度に入札不調となった案件のうち、その後に再度の告示を行い落札に至った案件を4件抽出しました。

これらの案件につきましては、当初、どのような工事内容や入札参加資格によって不調となり、再度告示した際にはそれらの条件をどのように見直したのか、そして、その結果、どのような入札状況で落札に至ったのかといった点についてご説明いただきたく、選定いたしました。

併せて、これら抽出工事の審議の前提としまして、札幌市における近年の入札不調の状況に

についてもご説明いただきたいと考えております。

本日は、これらの案件につきまして、当初告示と再度告示における工事内容や入札参加資格の違い、また、落札に至った際の入札状況について審議し、不調となった要因や、札幌市が行っている不調対策等について把握できればと考えています。

抽出工事の選定理由については、以上です。

【中川委員長】 それでは、松村委員が抽出された工事について審議することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【中川委員長】 それでは、ご了承いただきましたので、審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【財】工事契約担当課長】 それでは、抽出工事についてご説明いたします。

今回の抽出工事につきましては、先ほど松村委員からご説明いただきましたとおり、過去に不調となった案件を取り上げております。そのため、各抽出工事の説明に入らせていただく前に、まずは近年の札幌市における入札不調の状況について説明させていただきます。

参考資料の1ページ目をご覧ください。

こちらは、令和3年度以降に発注した工事の案件を対象に、不調の発生状況を集計した資料となっております。

なお、こちらの参考資料は、水道局、交通局、病院局などの企業局を除いた市長部局のみのデータとなっております。

「1 年度別における入札不調の発生状況」をご覧ください。

「(1) 不調件数と不調発生率の推移」では、札幌市が発注した工事において、年度別の全体の発注件数と年度別の不調件数、各年度における不調発生率を示しております。こちらのグラフにありますとおり、令和5年度をピークに不調発生率は多少落ち着いてはおりますが、令和4年度以前と比べると高い水準で推移している状況です。

「(2) 工種別でみる不調発生率の推移」についてですが、こちらは年度別で土木や建築などの主要7工種における不調発生率の推移を示したものです。

令和7年10月末時点において、土木系工種である土木、下水道、舗装、造園といった工種については、いずれも10%未満となっておりますが、建築工種及び管工種については、いずれも10%を超える割合で不調が発生しており、特に管工種は高い割合となっております。

続きまして、2ページ目の「2 月別における入札不調の発生状況」と書かれた資料をご覧ください。

こちらは、令和7年度の案件につきまして、月別のデータを集計したものととなっております。

なお、グラフは令和6年12月から始まっておりますが、こちらについては、例年、12月から新年度の発注が始まるため、このような記載となっております。

「(1) 不調件数と不調発生率の推移(全工種)」では、月別での発注件数、不調件数及び不調発生率を示しております。また、同じページの(2)のグラフは、土木系工種における同様の推移、次ページの(3)のグラフは、営繕系工種における同様の推移を示しております。

月別で見えますと、土木系工種においては、2月までは不調は発生しておりませんが、3月以降、不調発生率が上がっている状況が見てとれます。

一方、営繕系工種につきましては、不調が発生しなかった月はなかったという状況となっております。

土木系工種では全体として10%未満で推移していた一方で、営繕系工種では、発注時期にかかわらず、全体的に不調発生率が高かったという状況でした。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは、先ほどと同様、令和7年度発注の案件について、月別の発注件数及び不調件数と、各月における平均参加者数の推移を示したものに なります。

「(1) 不調発生状況と平均参加者数の推移(全工種)」では、全工種における発注件数と不調件数、そして、平均入札参加者数の推移をグラフで示しております。

また、同じページにある(2)のグラフは、土木系工種における同様の推移、次ページの(3)のグラフは、営繕系工種における同様の推移を示しております。

全体的な傾向としては、年初めの案件では平均参加者数が多い傾向にあり、9月から10月頃から参加者数が少し増える状況が見られます。土木系工種では、平均参加者数が10者を超える月が複数あった一方、営繕系工種では、平均参加者数が10以上の月はなく、多くても7.7者といった状況になっております。

近年の不調状況に関する説明は以上です。

それでは、資料に戻っていただきまして、1件目の抽出工事の説明をさせていただきます。資料の6ページをご覧ください。

1件目は、舗装工種の工事から抽出されております。

なお、今回は、過去に不調となった案件を取り上げていることから、参考資料に、各抽出工事が当初の告示で不調となった際の概要についても掲載しております。こちらにつきましては、各抽出工事についてお伝えした後にご説明させていただきます。

工事名は、札幌軽川間線（二十四軒4条線～二十四軒第1号線間）舗装路面改良工事です。

工事場所は西区二十四軒4条1丁目ほか、工期は令和7年12月8日までとしております。

参考までに、次のページに位置図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

契約方式は制限付一般競争入札で、最低制限価格制度を適用しております。

発注方式は単体企業です。

入札参加資格として、工種・等級は舗装工種のA等級、所在地につきましては市内業者としております。

施工実績としましては、札幌市工事等分類コード表に示す「74 舗装」の「22 オーバーレイ」について、元請としての施工実績があることとしております。

分類コード表とは、本市発注の工事を内容ごとに分類してコードとして定めたもので、本件と同一種類の工事の実績を求めているものです。

参考までに、分類コード表の一部を抜粋したものを参考資料の20ページ以降に掲載しておりますので、ご確認ください。

本工事で設定していた分類コードについては、21ページの下に記載がございます。

なお、オーバーレイとは、道路表面の劣化した古い舗装を剥がして新たに舗装を行う工法の工事です。

主任技術者の施工経験としましては、オーバーレイ工事の施工経験がある者を配置することとしております。

事務日程につきましては、記載のとおり、令和7年7月17日に契約締結となっております。

次に、8ページをご覧ください。

本工事の入札結果についてご説明いたします。

本工事の予定価格は、ページの右側中段にございますとおり、税抜きの予定価格である入札書比較価格として記載の3,602万円、最低制限価格は3,269万5,354円です。

入札参加者数は11者で、最低制限価格と同額で入札した2番から9番の業者のうち、2番の五省建設株式会社がくじ引きにて落札しております。

なお、1番の業者は最低制限価格を下回ったため失格、10番の業者は予定価格と同額の入札であり、11番の業者は予定価格を超過しております。

こちらの案件につきまして、参考資料の6ページに不調となった際の告示内容を掲載しておりますので、ご覧ください。

こちらの案件は、表の下段の事務日程に記載がありますが、入札参加者がいなかったために不調となっております。

資料の網かけ部分につきましては、先ほどご覧いただいた資料6ページの抽出工事との変更点を示しております。

こちらの案件では、工事概要の箇所になりますが、不調となった際の施工箇所を見直し、西9丁目線の施工を取りやめとしております。また、それに伴って工事名についても一部変更しております。

施工箇所の変更につきましては、参考資料の7ページから8ページにある不調となった際の図面をご覧ください。

当初、施工箇所としていた西9丁目線が中央区の南3条から南4条という市街地中心部での

施工となっております。このような街中での施工については、交通量の多さ、道路に面しているお店との調整及び安全管理の難しさなどを理由に、参加者がいなかったと考えられることから、再告示の際には、こちらの施工箇所を外して発注しております。

また、その他のところで、当初の告示で参加資格として設定していた成績重視型の条件を再告示では外しておりますが、こちらは再告示における不調対策として、参加条件を緩和しているものとなります。

なお、参考資料9ページに、本工事の類似工事である舗装A等級の案件について、成績重視型を設定した案件と設定していない案件の落札状況を掲載しております。

こちらの表を見ると、令和6年度は成績重視型の落札件数が14件で、令和7年度は5件減の9件となっております。

また、平均参加者数については、令和5年度は15.8者となっておりますが、令和6年度は4.9者、令和7年度は5.4者と、5者前後まで減少している状況となっております。

なお、参考資料10ページには、当初、不調となった案件を告示した際の成績基準点一覧を掲載しております。今回は舗装工種のA等級でしたので、こちらの基準点一覧における81点を基準点として参加資格を設定しております。

1件目の工事の説明は以上でございます。

【中川委員長】 それでは、1件目につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

【山上委員】 その話ですが、今回、西区のものだけではなく、中央区のものも一緒にという形になっているようではありますが、場所が全然離れているものを一緒にしたのは、交付金などが関わっているということでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 そうですね。予算上は交付金が絡んでおまして、今回、その部分の路線を外しているため、工事名が変更になっております。

【山上委員】 これが西区だけになると交付金はもう出なくなるということですか。

【財）工事契約担当課長】 いいえ、区によってということではなく、路線の中身だと思われまます。

【山上委員】 中央区のほうだと交付金が出たということですか。

【財）工事契約担当課長】 中央区だからということではないと思いますが、今回はたまたま交付金の対象にその路線が入っていたということで、当初は交付金名称がついていたということかと思えます。

【山上委員】 西区は交付金の対象ではなかったということですね。

【財）工事契約担当課長】 そうです。

【中川委員長】 異なる区を合わせることでの業者側のメリットは何なのですか。

【財）工事契約担当課長】 やはり、難易度が高い工事と低い工事を合わせて発注することで、高いところだけではなく、低いところもあるので、合わせて取っていただきたいという意図があるかと思えます。

【中川委員長】 中央区のほうの難易度が高いのですね。

【財）工事契約担当課長】 そうです。

【中川委員長】 道路融雪設備が入っているということではなく、交通量が多いということですか。

【財）工事契約担当課長】 いろいろな要因があるかと思いますが、一番はその路線での施工の条件の厳しさの中で、交通量や地先の調整が難しいのかなと思っております。

【中川委員長】 中央区のものは、その後、どうなったのか分からないのですか。

【財）工事契約担当課長】 中央区は、まだ再告示はしておりませんが、翌年度に発注し直すということを聞いております。

【橋本委員】 参加資格の中で、主任技術者はオーバーレイ工事の施工経験がある者を配置することになっていますが、施工経験というのはどう定義されているのですか。主任技術者としての経験があるかどうかですか。定量的に定義される何かがあるのですか。

【財）契約管理課】 主任ではなくても、オーバーレイの工事に従事していた経験があれば認めている形です。

【橋本委員】 それは、経験がありますというサーティフィケートのようなものを入札のときに出すことを義務づけられているのですね。

【財）契約管理課】 コリンズという登録するサイトのようなものがございまして、そちらに技術者の名前があることをもって確認しています。

【橋本委員】 成績重視型にしてしまうと、今年度も昨年度も担い手不足などにより入札に参加しにくい現状があつて、それが反映されているという理解でいいですか。

【財）工事契約担当課長】 成績重視型の入札というのは、優良な工事成績を収めた方に限定した入札となっております。もともと一般の案件に比べると入札参加者はかなり限定的となっております。そういうところから参加者が減っているということかと思えます。

【橋本委員】 今後も減っていくことが懸念されるということですか。

【財）工事契約担当課長】 確かに今回のような不調リスクもありますので、成績重視型とするかしないかについては、不調の案件の実績を踏まえて発注案件を選定することになるかと思えます。

【橋本委員】 ただ、そのために成績重視型でなくしていくというのは本末転倒のような気がします。

【中川委員長】 これは推測ですが、成績重視型を入れる前に81点以上あるのが何者くらいあるかを把握して発注されているわけですね。

【財）工事契約担当課長】 そうです。

【中川委員長】 10者くらいはいると見込んでということだと思います。ですから、これが効いたというよりは、工事内容や予定価格との関係かなと思います。

【松村委員】 当初告示と再度告示で工事概要と成績重視型を入れるか外すかということで、2点攻めで再度告示されたということですが、札幌市としては、工事概要を変えたことが効いて入札がうまくいったのか、それとも成績重視型を外したことが効いているのか、どちらの感触をお持ちでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 はっきりとしたところは言えませんが、西9丁目線の工事の施工難易度が高かったということが懸念されていると思います。

【松村委員】 そこまで難易度が高い西9丁目線が来年度にまた告示されるということでしたが、どういう工夫が必要とされてくるのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 例えば、今回は設計金額がこの程度ですけれども、ほかの路線と合わせることによってもう少し大きなロットにする等、受注した方が施工をしやすくして利益も出しやすいような工夫は考えられると思います。

【松村委員】 今回の当初告示とはまた違う形で出すということですか。

【財）工事契約担当課長】 単独で出すよりは別のものとくっつけたり、再告示に当たっては様々検討する必要があると思います。

【中川委員長】 業者にアンケートのようなことをしてはいけないのですか。どういうところがやりにくいのかを聞くということですね。

【財）工事契約担当課長】 具体的な工事についてのアンケートということではないかもしれませんが、全体的な意見交換の場もありますので、不調の観点でご意見を聞く機会はあるかと思えます。

【中川委員長】 一般的な話になってしまいますが、随意契約にするというオプションもあると思うのですが、そこまでどういう手順を経る必要があるのですか。

【財）工事契約担当課長】 まず、入札を行いまして、参加者がいて、予定価格を超過している状態の場合は再入札をいたします。2度の再入札を行いまして、計3回の入札を行った結果、予定価格とおおむね10%程度の乖離があるような場合に、不落随契と呼んでいますが、施工担当課から工事をすぐにやらなければいけないので随意契約に移行する手続を取ってほしいという依頼を受けて随意契約に移行するケースはございます。

なお、その場合に、再入札を繰り返して予定価格の範囲内に入れば、随意契約とします。

【中川委員長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、2件目の説明をお願いします。

【財）工事契約担当課長】 続きまして、2件目の抽出工事の説明に参ります。

資料の9ページをご覧ください。

2件目は、土木工種の工事から抽出されております。

工事名は、大谷地48号線生活道路改良工事です。

工事場所は厚別区大谷地東5丁目で、工期は余裕期間制度（フレックス方式）となっております。全体工期としては令和7年11月28日までとしております。

参考までに、次のページに位置図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

余裕期間制度につきましては、札幌市があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工事の開始日と終了日を選択して契約できる制度となっております。

契約方式、発注方式につきましては、1件目の工事と同様です。

入札参加資格として、工種・等級が土木工種のB等級、所在地につきましては市内業者、ただし、東区、白石区または厚別区のいずれかの区内に建設業許可における主たる営業所を有する者としております。

施工実績としましては、札幌市工事等分類コード表に示す「72 土木」の「21 道路」または「22 生活道路」について、元請としての施工実績があることとしております。

分類コード表につきましては、参考資料20ページに記載しておりますので、併せてご確認ください。

事務日程につきましては、記載のとおりです。

次に、11ページをご覧ください。

本工事の入札結果です。

本工事の予定価格は、ページの右側中段にございますとおり、1,162万円、最低制限価格はその下にあります1,047万7,754円でした。

入札参加者数は4者で、全者が最低制限価格と同額で入札しており、1番の東舗建設株式会社がくじ引きにより落札しております。

こちらの案件について、不調となった際の概要については、参考資料11ページをご覧ください。

こちらの案件は、当初告示で入札参加者が2者いたのですが、いずれも入札金額が予定価格を超過していたため、入札不調となっております。

当初告示と再告示における変更点としましては、資料10ページの位置図と参考資料12ページの位置図を見比べていただくと分かりやすいかと思えます。

当初、施工箇所としていた大谷地47号線を再告示では外しております。また、施工箇所の変更に伴い、工事名についても一部変更しております。

施工箇所の変更につきましては、当初告示では6月の着手で想定していたのですが、不調による再告示では8月着手となることから、降雪時期の前に工事を終える必要があったため、当初の施工箇所を一部削り、大谷地48号線のみを施工箇所としたものとなっております。

続いて、契約方式ですが、当初、総合評価落札方式（人材確保・育成型）として発注していたのですが、不調となったため、再告示では通常の一般競争入札としております。

なお、参考資料の13ページに、総合評価落札方式で発注した際の技術評価項目配点表を掲載しておりますので、必要に応じてご覧ください。

また、再告示の際に施工箇所を減らしたことにより、参加資格における等級をA2等級からB等級に変更し、これに併せて、参加資格の所在地を市内業者としていたものを、東区、白石区、厚別区に建設業許可がある業者と限定しております。

参加資格における所在地を限定している点につきましては、土木B等級で発注する道路工事では参加可能業者が多く過度な競争が発生するため、市内の10区を三つの地区に分けて、発注案件に応じた地区内に本店所在地を置いていることを参加資格として設定しております。

今回は、等級がA2等級からB等級に変更となったため、等級変更に伴いましてこちらの地区要件も設定し直したという経緯となっております。

なお、当初告示における施工箇所であった大谷地47号線は、生活道路である大谷地48号線より少し大きい道路であったため、当初の告示では参加資格として「72 土木」の「21 道路」のみとしておりましたが、再告示において、生活道路である大谷地48号線のみ施工となったことから、「22 生活道路」の実績も認めることとして変更しております。

主任技術者につきましては、施工箇所が減り規模が小さくなったことから、施工経験を外して再告示しております。

なお、参考資料14ページに、不調となった際の工事と類似工事である土木A2等級の案件について、総合評価案件とそれ以外の一般競争入札の落札状況を掲載しております。

こちらの表から、土木A2等級では、総合評価の中でも特に人材確保・育成型の平均参加者数が少ないことが分かります。また、平均落札率については、令和6年度までは90%前後で推移していたところ、令和7年度は総合評価全体で93.05%、このうち、人材確保・育成型に限定すると94.18%と、これまでよりも上昇している状況となっております。

2件目の工事の説明は、以上でございます。

【中川委員長】 それでは、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

人材確保・育成型で少ないのは、点数を取れる会社がありませんということですか。

【財）工事契約担当課長】 参加者が少ない理由の一つとしては、人材確保の取組がなかなか進められない状況の中で、人材確保・育成型には参加しづらいということもあると考えております。

【橋本委員】 参考資料13ページの点数は9点、12点ですが、閾値としては何点になるのですか。

【財）工事契約担当課長】 参加された方の中で一番高い点数を取ることが落札に近づくということになります。あとは価格点もありますので、合わせて高い点を取った方が、総合評価点が一番高いということ落札になります。

【中川委員長】 これは割り算ですか。

【財）工事契約担当課長】 除算式です。

【中川委員長】 技術点を価格で割るということですから、価格が安くて評価点は低い人も、評価点が高く価格が高い人も、高い位置にくるとということですね。

これだけたくさん並べられると、いきなりこんなにできないという感じがしなくもないですけどもね。

【橋本委員】 機能していないという心配がしますね。

【中川委員長】 すごくいい取組みではあるけれども、いきなりここに行けるのかという感じがします。選択肢というか、これらのうちのどれか等、そのくらいのほうがエントリーしやすいのかなという感じがします。

【松村委員】 先ほどご説明があった参考資料14ページの類似工事の落札状況のところ、令和7年度は平均落札率も近年よりかなり高まっているというご指摘がありましたけれども、その原因としてはどんなことが考えられるのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 人材確保・育成型は3件発注になっておりますが、令和7年度については、このうち落札率が100%の案件が1件ございましたことから落札率ははね上がっております。

【松村委員】 それでは、偶然的な状況だということですか。

【財）工事契約担当課長】 はい。

【中川委員長】 その案件は何者の参加だったのですか。

【財）工事契約担当課長】 入札参加者は2者でした。

【中川委員長】 1者というのもあるのですか？

【財）工事契約担当課長】 今のところ、多くは2者です。

【中川委員長】 2者くらいだったら、ほかにどこが出してくるのか大体分かっている状況かもしれませんね。

【財）工事契約担当課長】 結果については公表されますので、そうですね。

【山上委員】 元々のものは入札参加者が2者いて、両方とも超過していたという話でしたが、大体どれくらい超過していたのですか。

【財）工事契約担当課長】 元々の案件は、1者が予定価格の104%くらい、もう1者が102%弱くらいです。

【山上委員】 少なくとも、総合評価落札方式を取っていて、2者が入っていたということからすると、総合評価落札方式が駄目だったというより、金額が駄目だったのかなという気がす

るのです。

【財）工事契約担当課長】 具体的に聞いているわけではございませんけれども、昨今の資材価格の高騰などは一つの要因かと思えますし、札幌市においても、単価の見直しはなるべくタイムリーに行っているのですが、それでもなかなか見合わない金額なのかなと考えています。

【山上委員】 契約していて、途中で単価が上がったときに見直しはできるのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 基本的には契約金額で施工してもらいます。ただ、資材価格の高騰などもありますので、一定程度の自己負担分はありますが、それを上回るほど単価が上がっていれば、インフレスライドなどの制度によって対応して契約金額を引き上げることはありません。

【山上委員】 単価が上がって自己負担分を考えると、102%や104%になるという感じでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 そこまでの分析はできていません。

【山上委員】 今回を見ると、総合評価落札方式が駄目だったという結論にはならないのかなと個人的には思いました。

【中川委員長】 先ほど、エントリーする人が少なくなるのではと言いましたけれども、点数をどれくらい取っているのかを見れば、2者とも点数を取っているのだったらやっている意味があると思います。そこら辺は、総合評価をやるたびに随時見直しはされていると思います。

それでは、3件目に参りましょう。

【財）工事契約担当課長】 続きまして、3件目の抽出工事の説明に参ります。

資料の12ページをご覧ください。

3件目は、管工種の工事から抽出されています。

工事名は、中央消防署幌西出張所ほか2施設感染防止対策改修冷暖房衛生設備工事です。

工事場所は中央区南11条西21丁目2-4ほか、工期は令和8年2月6日までとしております。

次のページに位置図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

契約方式、発注方式につきましては、1件目の工事と同様です。

入札参加資格として、工種・等級は管工種のA等級またはB等級、所在地につきましては問わずとしております。

施工実績としましては、管工種の工事について、元請としての施工実績があることとしております。

事務日程につきましては、記載のとおりです。

次に、15ページをご覧ください。

本工事の入札結果です。

入札参加者数は3者で、最低制限価格と同額の入札はなく、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の入札を行った2番の札幌メンテナンス株式会社が落札しております。

なお、1番の業者は最低制限価格を下回ったために失格、3番の業者は予定価格超過となっております。

こちらの案件について、不調となった際の概要については、参考資料15ページをご覧ください。

こちらの案件は、当初告示で入札参加者が1者いたのですが、入札金額が予定価格を超過していたため、入札不調となっております。

当初告示と再告示における変更点としましては、当初、B等級に限定して告示しておりましたが、再告示ではA等級またはB等級としております。こちらについては、当初、B等級に限定して告示したところ不調となったため、より多くの業者が参加できるようにA等級まで広げて再告示したのになります。

また、所在地については、当初、市内業者に限定していたものを、再告示では、所在地要件を問わず、市外業者でも参加できる内容に変更しました。

なお、その他の欄で、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格審査申請の定時登録において、上記の工種（管）のB等級以上に認定されていることとございますが、こちらは当初告示を令和6年度中に行うことから、定例的に設定している資格となっており、再告示では外しており

ます。

なお、参考資料16ページに、本工事と類似工事である管工種の案件について落札状況を掲載しております。

この表から、管工種のB等級はA等級に比べて平均参加者数が少ないことが分かります。

また、直近5年間における平均落札率について、令和6年度はA等級、B等級ともに94%弱となっておりますが、その他の年度ではいずれもB等級の平均落札率が高い傾向にあることが分かります。

3件目の工事の説明は、以上でございます。

【中川委員長】 ご意見等はいかがでしょう。

【山上委員】 基本的なところを聞きたいのですが、実際に管工種のA等級、B等級の登録している業者の母数はどれくらいあるのですか。

【財）工事契約担当課長】 管工種のA等級の登録数ですが、市内企業で言うと103者、B等級ですと195者でございます。

【山上委員】 それでも、B等級だと入札に参加する件数が少ないのですね。

【財）工事契約担当課長】 明確な理由は分かりませんが、登録していても札幌市の工事に実際に参加するかどうか、企業によって違うのかと思います。より小規模な企業であれば、札幌市の工事以外の工事をされている方も多くいらっしゃると思います。

【山上委員】 今回落札したときに3者入札しているのですけれども、3者のうち、A等級は何者いるのですか。

【財）工事契約担当課長】 1番と3番のエコテックと砂原設備工業がA等級で、落札した札幌メンテナンスがB等級です。

【山上委員】 札幌メンテナンスという名前なので、札幌の業者ですね。

【財）工事契約担当課長】 市内業者です。

【山上委員】 そうすると、札幌メンテナンスは当初告示のときには入札していなかったのですか。

【財）工事契約担当課長】 入札していなかったです。

【山上委員】 そうすると、何がきっかけで参加したのですか。

【財）工事契約担当課長】 考えられることとしては、発注のタイミングで、たまたまそのときは会社の受注状況や人のやりくりの関係で参加できなかったけれども、やっている工事が終わった等、そういうところから参加につながったのかなと推測されます。

【松村委員】 予定価格が当初告示の3,053万円から再度告示は3,019万円に変わっていると思いますが、これはどういう理由からですか。

【財）工事契約担当課長】 このあたりは、再告示するときには直近の単価を積算し直すところが影響しているかと思います。

【松村委員】 2か月で35万円くらい違うものなのですね。

【中川委員長】 工事単価というのは誰が公表しているのですか。

【財）工事契約担当課長】 工事単価自体は、原局で公表しているものもありますし、工事管理室を含めて全体で公表しているものもあります。

【中川委員長】 そのベースになるものはどのように算出されるのですか。

【財）工事契約担当課長】 ベースになるのは国の積算単価です。

【中川委員長】 国のほうはどのようなタイミングで改定されるのですか。

【財）工事管理室技術管理課長】 労務費につきましては、原則、年1回になります。10月に調査をかけて、2月下旬に公表されるのが一般的です。資材価格につきましては、国交省の歩掛かり等の単価表にあるものもありますし、ないものにつきましては、年1回、価格調査を発注しておりますので、そちらで調べた単価を適用しています。

ただ、材料によっては価格の高騰が激しいものが出てきておりますので、そういうものについては臨機に調査をかけて、原局のほうで単価設定している資材等もでございます。

【松村委員】 このご時世に予定価格が下がったというのが少し意外な気がしたのですが、こういうこともあるものなのではないでしょうか。

【財）工事管理室技術管理課長】 理由は定かではないですが、資材的には高騰傾向に

ありますので、この積算をし直すときに、不調だったということで、ある工種を落とした等、工事内容を少し変えたということは考えられます。

【中川委員長】 それでは、最後の4件目の抽出工事の説明をお願いします。

【財）工事契約担当課長】 最後になりますが、4件目の抽出工事の説明に参ります。

資料の16ページをご覧ください。

4件目は、建築工種の工事から抽出されています。

工事名は、厚別区役所・厚別保健センターほか1施設改修工事です。

工事場所は厚別区厚別中央1条5丁目493-6ほか、工期は令和8年3月19日までとなっております。

次のページに位置図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

契約方式、発注方式につきましては、1件目の工事と同様です。

入札参加資格として、工種・等級は建築工種のB等級、所在地につきましては市内業者としております。

施工実績としまして、札幌市工事等分類コード表に示す「76 建築」の「23 鉄筋コンクリート造等」または「25 修繕・模様替」について、元請としての施工実績があることとしております。

分類コード表については、参考資料22ページに記載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

事務日程につきましては、記載のとおりです。

次に、18ページをご覧ください。

本工事の入札結果です。

入札参加者数は2者で、最低制限価格と同額の入札はなく、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の入札を行った2番の株式会社神田建業が落札しております。

なお、1番の業者は最低制限価格を下回ったため、失格となっております。

こちらの案件につきましては、不調となった際の概要について、参考資料17ページと18ページをご覧ください。

こちらの案件は2度にわたり不調となった案件であることから、それぞれ告示した際の概要を掲載しております。

1回目に告示し不調となったのが17ページ、2回目に告示し不調となったのが18ページとなっております。

1回目の告示では、入札参加者が1者いたのですが、入札金額が予定価格を超過していたため不調となり、2回目の告示では、入札参加者がいなかったため不調となっております。

1回目の告示が不調になり、2回目の告示を行った際の変更点としましては、機械設備工事を外したというものになります。施工箇所としては、工事概要に記載されております地下1階機械室バルブ更新という部分になります。

ただ、2回目の告示でも不調となり、3回目の告示を行ったところ、落札に至ったという案件になります。

なお、こちらにつきましては、2回目の不調から3回目の告示において変更した点はございません。

落札に至った経緯として、施工可能業者の手持ち案件や技術者等の状況から、発注のタイミングが合っていたことにより参加業者がいて、落札に至ったのではないかと推察されます。

なお、参考までに、参考資料19ページに、本工事の類似工事である建築B等級の案件について、落札状況を掲載しております。

こちらの表から、建築B等級では、近年、落札件数、平均参加者数ともに減少傾向にあることが分かります。

4件目の抽出工事の説明は以上です。

【中川委員長】 ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

【山上委員】 当初告示のときの入札参加者1者はどれくらいで入札したのですか。

【財）工事契約担当課長】 1回目は合計3回の入札を行いまして、3回目の入札のときの入札価格が161%ほどです。

【山上委員】 そうすると、1回目のときに入れたところは最後の2者とは全然関係ないところだったんですかね。

ちなみに、2回目は入札参加者がなしで、3回目のときは、先ほどご説明があったとおり、条件を何も変えずにやったわけですが、それは入札不調になる可能性があるかもしれないけれども、変えなかったのは何か事情があるのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 発注時期によっては参加できる業者がいる可能性もあるため、不調対策として何かをやったということではないのですが、再告示をしたという内容です。

【山上委員】 バルブ更新のものは、どうなったのですか。

【財）工事契約担当課長】 これについては、別に発注している電気設備工事のほうに入れて告示を行った結果、落札に至りました。

【中川委員長】 本件についてでも、全体にわたってでも結構ですが、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【山上委員】 最初の工事に戻るのですが、抽出工事1の当初のものは難易度が高いところと低いところという話がありました。難易度が高い工事をするときに、積算する過程で上積みするようなシステムはあるのですか。

【財）工事管理室技術管理課長】 単価で難易度別に困難、標準あるいは簡易というランク分けがありまして、地域特性によって単価の適用を変えることはありますけれども、特に都市部だから積み上げるといふシステムはないです。また、経費の面で、例えばD I Dの中や市街地ということで経費の割増し補正する制度はございます。

【山上委員】 今回、当初の積算のときもその補正はかかっているのですか。

【財）工事管理室技術管理課長】 都市部のものについては補正をかけていると思います。

【橋本委員】 参考資料2ページのグラフで不調発生率を見ると、9月、10月、11月の下半期で率が上がっているように見えます。それは、件数が少ないので不調が1個でも発生してしまうと大きく見えるということかと思いますが、不調が発生する本質として、年度が明けて4月、5月でそれぞれの企業が案件を取り始めているから、もう取らなくてもいいかなとスルーするものが増えて、絶対値としての不調件数が増えているということなのでしょうか。4月、5月、6月あたりにピークが来るというのは、そういう流れなのでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 おっしゃるとおり、資料の4ページで入札参加者の推移を見ますと、1月、2月の早期の発注案件にはたくさんの参加者が手を挙げられるのですが、その次の3月に少し落ち込みます。案件がある程度取れた会社は次あたりから参加しなくなってくるため、少し低下が見られるのかなというところはございます。

【橋本委員】 社会的な動きとしては、担い手不足もあると思うのですが、その結果として、各会社が持っているキャパシティが小さくなってきていて、担い手不足も、小規模の企業にとっては、先ほどの点数化するというところもそうですが、若い人を1人採れるかどうかというゼロか1か、入札の案件もそうですが、一つ取れば会社としては規模が維持できる等、1にならないことが大きな問題なのではないでしょうか。

1人採用できるかどうかゼロか1であり、案件を取れるかどうかゼロか1ですから、ゼロか1かが社会を支配しているような感じがします。7から8にする、8から9にするという社会ではなくなってしまう印象を持つと思うのですが、そういうことなのでしょうか。

ゼロから1にする難しさを感じるのです。

【財）工事契約担当課長】 具体的な検証まではしていませんが、特に営繕系の工事で入札不調が発生しているのは、やはり人手不足というところがあります。あとは、民間の工事との競争が発生している分野になりますので、人手不足に加えて発注件数が官民ともに多いために取り合っている状態にあります。新規学卒者も含めて建設業に入職される方を今後も増やしていかなければいけないという課題もあるのかなと考えています。

【橋本委員】 札幌市内でも建設業に就職する数は確実に減っているのですか。

【財）工事契約担当課長】 今、具体的な数字はお示しできないため、何とも言えないところです。

【橋本委員】 言い方はよくないですが、点数で何か色をつけますというような小手先の優遇でどうにかできる時代はもう終わって、1つの会社がそういう優遇があるのならやってみよう

というものに100%期待できない状況の中で、社会全体として人材を確保するにはどうしていくかということが本質的な問題なのではないでしょうか。

【財）工事契約担当課長】 大きく言うと、そういうところはあります。札幌市としても、建設産業に入職していただくための様々な対策をまさに進めていまして、各種支援にも取り組んでいるところです。

【財）税務・契約管理担当局長】 建設事業が人手不足であるというのは本当に切実でして、今、札幌市の職員も技術職の採用をしているのですが、倍率がかなり落ちています。やはり、社会全体で見ても技術職の人手確保は厳しい状況です。

札幌市も、業界と一緒にあって建設業の魅力アップということに努めているところです。

【中川委員長】 ほかになければ、これで本日の審議は終了となります。

次回の委員会は3月頃の開催を予定しております。連絡調整につきましては事務局にお願いします。

抽出工事選定の担当は、今回は松村委員にお願いしましたので、次回は山上委員にお願いいたします。

4. 閉 会

【中川委員長】 それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上